地 税 制等が 改正

方税法などが改正され、併せて勝山市税源移譲が行われます。そのため、地得税から個人市県民税へ3兆円規模の 国の三位一体改革の一環として、 所

地方税法および市税条例の主な改正税条例も改正されました。 は次のとおりです。

市

◎所得割税率の改正

次の表のとおり一律10%となりま (平成19年度分から適用)



日から適用) 徴収税額表が廃止(平成19年4月1退職所得に係る個人市県民税の特別

19年1月1 分離退職所得 日以後の支払いから適 **侍割の税率が変更**(平成

◎所得税と個人市県民税の人的控除額 の差に基づく負担増を調整する減額

措置などが創設

▼調整控除の創設 (平成19年度分から

分から平成28年度分まで適用) 住宅ローン控除の創設 ただし、平成11年から平成18年ま (平成20年度

られます。 での住宅ローンの既存の適用者に限

◎地震保険料控除の創設(平成20年度 以後の個人市県民税にて適用)

地震保険料等の1/2で最高2万

◎非課税限度額(個人市県民税)の改 5千円が所得控除されます。

正 (平成18年4月1日から適用)

▼均等割 られました。 万6千円から16万8千円に引き下げ 親族を有する場合の加算額が現行17 控除対象配偶者または扶養

▼所得割 万円から32万円に引き下げられまし 親族を有する場合の加算額が現行35 控除対象配偶者または扶養

▼申告分離課税 得割における県民税・市民税の税率 先物取引に係る雑所得等)に係る所

▼配当控除等における県民税・市民税 割合が改正

▼配当割額または株式等譲渡所得割額 控除における県民税・

市県民税) 山林所得の5分の5乗規定の廃止

月1日から適用)

○耐震改修促進税制の創設(平成18年 4月1日から適用)

度分1 場合、 んく / 2減額されます

○土地に係る固定資産税の負担調整措

負担水準が低い土地について、 の簡素化と均衡化 制度

株式等に係る譲渡所得等、

割合が改正(平成20年度以降の個人

(平成19年4月1日から適用)

昭和57年1月1日以前の住宅につ

置(平成18年度から平成20年度まで)

限 (評価額の70%)

を維持

の個人市県民税) の控除割合が改正 (平成19年度以後

から9万円に)

固定資産税の税額が最大3年 一定の耐震改修工事を施した

市民税の控除

特例法の規程の整備(平成18年4

(平成19年度以後の個人市県民税に申告分離課税等の税率割合等の改正 *商業地等に係る課税標準額の法定上

そ の

◎地方のたばこ税の税率を引上げ

伞

◎国民健康保険税の介護納付金に係る 課税限度額の引き上げ(現行8万円 成18年7月1日から適用)

◎国民健康保険税における公的年金等 (激変緩和措置) 円から120万円)に伴う特例は 控除の見直し(最低保障額140万

*平成17年度に、 次の額が控除されます 健康保険税の所得額の算定基礎から 等控除の適用を受けたかたは、 市県民税の公的年金

7万円控除(19年度) 13万円控除(18年度)

*軽減判定の基準である総所得金額か

ら次の額が控除されます 22万円控除(19年度) 28万円控除(18年度)

◎定率減税の廃止(個人市県民税) (平成18年4月1日から適用)

7.5% (上限2万円) 現行(平成18年度分) (平成19年度分から適用) が廃止され 所得割額の

(

・固定資産税グル 市民税グル プ ☎内線245

○地区区長会副会長、☆地区区長会長理事 (敬称略) 原=山下静二、境=山内司朗、三 波=皿澤賢一、 名=森石輝一、 口=下牧久義、 中清水=石井善文、 ○妙金島=齋藤治一、 北宮地=堀内博、 新道=平田昭、細野

伊

堀

上野=市原進、池ケ原=山田ひ 新保=西脇吉胤、

松ケ崎=前田信夫

紀雄、

長山町=竹内健一 寺尾=齋藤彦生、○浄土寺=木下一美: 栃神谷=廣田栄一、暮見=中村長治、 ○五本寺=宮下国男、黒原=池田修一、 ◎滝波町=笠川剛士、郡町=嶋田洸石:

益栄、東野=秦祥司、伊知地=山口敏

○坂東島=川村英夫、

上野=木下

宏侑、上森川=山内孝、

下森川=松川 志比原=平井

一、◎新町=村井英之、

西妙金島=島田典幸、

檜曽谷=津田俊

北郷地区

二、立川町=齋藤聰、上郡=早川常夫、

和町3=小林則夫、旭町1=古川満、

=林輝雄、昭和町2=池田行雄、昭

村岡地区

☆旭町2=松井弘、旭毛屋町=大林謙

秀一、◎元町3=和田雅弘、☆昭和町 ○元禄=木戸幸一、☆元町2=森景 勝山地区

平成18年度の区長さん

行政と地区住民の橋渡し役としてご活躍いただきます。

◎地区区長会長、

北谷地区

下長渕=木下道夫、☆富田=織田武志:

下後=栄喜一郎、上長渕=久保政信: ☆上後=秦弘志、○中後=杉平信夫、 上袋田=野邊薫、☆下袋田=玉木護、

☆沢町=柳原幸實、

芳野町=渡顕吾

長作、 杉山=織田清三 之、河合=斎藤邦夫、◎木根橋=小林 〇中尾=石井清示、 小原=杉吉政己、谷=出水一三、 北六呂師=結川孝

憲一、

保田出村=岩見壽信

井茂二、

○東遅羽□=竹内修、

杉俣=

男

◎本郷=山内征夫、

西遅羽口=坂

北西俣=松村勘兵衛、 保田=牧野久司、

矢戸口=中道光

西光寺=寺本利通、

鹿谷地区

山内義明、

志田=吉田隆司、

○北野津又=倉田源右ヱ門、 神谷=石塚善榮、牛ケ谷=高尾茂市、 丸=西出信夫、深谷=森本雅介、 ◎竜谷=北川泉、 竹林二 南部宣雄、 横倉=北 薬師

荒土地区

郎、

○笹尾=手塚幹夫、

| 岩ケ野=本田和|| 大、大渡=上山利

壁倉=山田一男、

大矢谷=山内一栄、

帰山

神野=滝本幹男、

経塚=福田都 小矢谷= ◎平泉寺

=武内盛直、

赤尾=福田耕太

平泉寺地区

岡横江=鳥山忠昌

◎片瀬=加藤敏彦、片瀬町=坂下健治.

毛屋=三屋晃、 高島=和田幸雄、

猪野=嶋田泰博

○猪野□=藤木耕読、

若猪野=野村義 西高島=京道三

猪野瀬地区

松 田 II 布市=黒田巌、 東川晴男、 清水島= 田名部 = 大南正治 : 南部勇、

> 島 島

山=斎藤甚三郎、 ◎大袋=仲村保、 下荒井=斎藤慎治、

蓬生=斎藤清昭、 新道=酒井啓善、

○嵭崎=

伊藤廣忠、

千代田 = 藤原広幸、

自動体外式除細動器 (AED)の

新在家=木下広己、◎別所=

戸倉=日谷新一、西ケ出2、◎別所=横山龍男、

ご寄付をいただきました。

りました。 対除細動器(AED)のご覧 ティア組織・国際ソロプチミスト福4月10日、女性会員によるボラン のご寄付があるり、自動体外

会などで、もしもの場合の救命行為設置し、市内で開かれるスポーツ大設置し、市内で開かれるスポーツ大 の際に活用いたします。

心臓の状態を自動的に判断し、救※AEDは、電気ショックが必要な 命の手順を音声で指示します。心臓の状態を自動的に判断し、



澤田昌紀、 発坂=嶋 比中北 5月22日(月)~28日(日)は 春季行政相談強調週間です。

行政に関する身近な相談を受け付けて 関係機関に通知等を行い、その解決を図 るのが「行政相談委員制度」です。相談 は無料で秘密は守られますので、お気軽

午前9時~午後1時

定例相談日 每月第3水曜日教育会館